

平成 25 年 10 月 11 日

国官人第 1241 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、四国運輸局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の専門行政職俸給表及び行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 平成 26 年 4 月 1 日時点で「満 50 歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③平成 26 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④平成 25 年 11 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成 25 年 11 月 1 日から平成 25 年 11 月 22 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

平成 25 年 11 月 1 日（金）10 時から平成 25 年 11 月 22 日（金）17 時まで

（約 3 週間）

※メールによる提出は平成 25 年 11 月 22 日 17 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は平成 25 年 11 月 22 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

平成26年4月1日（火）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※平成26年1月17日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「6. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ先

四国運輸局総務部人事課 人事課長

電 話：

Eメール：